

③ 都の助成

奨学給付金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費(学用品費、修学旅行費等)負担を都が軽減する制度です。
 詳細は、財団ホームページで(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_shougaku.html



手続きの流れ	6~7月頃(就学支援金とは別に、毎年度申請が必要です)	
申請時期	6月頃に在学を通過して手続きや申請時期をお知らせします。当財団ホームページでもご案内します。	
対象者	都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校(1~3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。*	
給付額 (通信制の学校は給付額が異なります)	区分	給付額(年額)
	○生活保護生業扶助受給世帯	5万2,600円
	○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	12万9,600円 又は 15万円 (世帯の構成員の状況により、給付額が異なります。)
	○家計急変世帯	給付額、申請時期等の詳細は、当財団ホームページで6月頃にご案内します。

*奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から交付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問合せください。

④ 貸付(無利子)

育英資金

勉学意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。
 詳細は、財団ホームページで(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。
http://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_ikuei/pa_ikuei1.html



手続きの流れ						
申請時期	4月から各学校の定める期間内(おおむね1~2カ月) 手続きは在学校にお問合せください。 一度、奨学生として採用されれば、原則として在学中は貸付を受けられます。 (申込期間後に家計急変があった場合は学校へご相談ください。)					
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、国公立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。保護者の所得要件があります。(就学支援金や授業料軽減助成金とは基準が異なります。) ※財団のホームページで、申込対象になるかシミュレーションができます。 私学財団 育英 <input type="text"/> 検索 http://www.shigaku-tokyo.or.jp/ikuei_simulation/					
貸付月額	<table border="1"> <tr> <th>私立</th> <th>国公立</th> </tr> <tr> <td>3万5,000円</td> <td>1万8,000円</td> </tr> </table>	私立	国公立	3万5,000円	1万8,000円	育英資金は貸付です!
私立	国公立					
3万5,000円	1万8,000円					
返済方法	貸付終了から、おおむね11~13年間で返済していただきます。					
保証人	連帯保証人2名が必要です。					

お問合せ先	助成	① 就学支援金	東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当	☎ 03-5206-7814 (受付時間 平日9:15~17:00)
		② 授業料軽減助成金	東京都私学就学支援金センター 授業料軽減 給付金担当	☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15~17:00)
		③ 奨学給付金	東京都私学就学支援金センター 授業料軽減 給付金担当	☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15~17:00)
	貸付	④ 東京都育英資金	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課	☎ 03-5206-7929 (受付時間 平日9:15~17:00)

公益財団法人
東京都私学財団について

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。

東京都私学財団 検索 <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

生徒・保護者のみなさまへ

令和3年度

私立高校には学費負担を軽減する制度があります

授業料の負担軽減

① 国の助成 就学支援金 年収目安 約910万円 ※1

② 都の助成 授業料軽減助成金 → 都内在住要件があります。 (都内私立高校平均授業料相当) ただし在学校の授業料が上限

年46万7,000円 (最大) ※2

※1 年収目安について
 ・保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。
 ・年収は目安であり、審査は区市町村民税課税標準額等に基づき行います。
 ・所得要件を超えている場合でも、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、年5万9,400円負担が軽減されます。

※2 軽減額について
 ・軽減額は①と②を併せて最大46万7,000円ですが、授業料の実負担額や所得等の状況により46万7,000円に満たない場合があります。

授業料以外の負担軽減

③ 都の助成 奨学給付金 年15万円(最大)
 → 都内在住要件があります。

学費全般の支援

④ 貸付(無利子) 育英資金 年42万円
 → 都内在住要件があります。

全ての制度は併用できます。
 それぞれの制度で、所得要件等があります。

期日までに、忘れずに申請してください!!
 ①~③の各制度は、毎年それぞれ申請が必要です。



令和3年度版です。令和4年度以降は変更となる場合があります。

保護者の年収目安と軽減額



世帯年収等により軽減額が異なります。
利用できる制度を確認してください！

所得要件超過多子世帯※2	授業料の負担軽減 ※1		授業料以外の負担軽減	学費全般の支援
	就学支援金(国)	授業料軽減助成金(都)	奨学給付金(都)	育英資金(都)
約910万円 ~ 約590万円	118,800円	348,200円	<p>私立高校の授業料負担が最大467,000円軽減されます! ※1</p>	<p>世帯の条件によって利用可能な貸付制度です。</p> <p>420,000円</p>
約590万円 ~ 約270万円	396,000円		150,000円 + 129,600円	
約270万円未満 住民税が「非課税」又は「均等割」のみの世帯				
生活保護世帯			52,600円	

※1 年収目安約910万円未満の世帯における授業料の負担軽減額(就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額)は、467,000円の範囲内で在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限となります。なお、授業料の実負担額や所得等の状況により467,000円に満たない場合があります。また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。

※2 所得要件超過多子世帯:所得要件を超過しているが、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

※3 年収目安は、保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。

各制度の詳細は、財団ホームページで(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/parents_index.html



① 国の助成

就学支援金

私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減する制度です。詳細は、財団ホームページで(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_syugaku.html



手続きの流れ	<p>申請者(生徒) → 在学する学校に申請します。 → 学校</p> <p>← 授業料支払い後に還付されるなど、支給方法は学校により異なります。</p>									
申請時期	在学校の案内にしたがって、受給開始を希望する月までに在学校の学校に手続きをしてください。(多くは4月・6月頃に手続きをします。また、毎年度手続きが必要です。)									
対象者	私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1~3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。									
軽減額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例</th> <th>軽減額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区市町村民税課税標準額(※1)×6% - 区市町村民税調整控除額(※2)が、154,500円未満の世帯</td> <td>約590万円未満</td> <td>39万6,000円</td> </tr> <tr> <td>区市町村民税課税標準額(※1)×6% - 区市町村民税調整控除額(※2)が、304,200円未満の世帯</td> <td>約910万円未満</td> <td>11万8,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 4月~6月の判定には、令和2年度の課税標準額等を使用。7月~3月の判定には、令和3年度の課税標準額等を使用。 ※2 調整控除の額に、政令指定都市の場合3/4を乗じる。</p>	区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	軽減額(年額)	区市町村民税課税標準額(※1)×6% - 区市町村民税調整控除額(※2)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	39万6,000円	区市町村民税課税標準額(※1)×6% - 区市町村民税調整控除額(※2)が、304,200円未満の世帯	約910万円未満	11万8,800円
区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	軽減額(年額)								
区市町村民税課税標準額(※1)×6% - 区市町村民税調整控除額(※2)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	39万6,000円								
区市町村民税課税標準額(※1)×6% - 区市町村民税調整控除額(※2)が、304,200円未満の世帯	約910万円未満	11万8,800円								

○高等学校等を中途退学した生徒が、再び都内の私立高等学校等で学び直す場合、就学支援金の受給終了後一定条件のもとで、継続して授業料の支援を行う制度(学び直し支援金)があります。

② 都の助成

授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、都が授業料の一部を助成する制度です。詳細は、財団ホームページで(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html



手続きの流れ	<p>申請者(保護者) → 東京都私学財団に申請します。 → 公益財団法人 東京都私学財団</p> <p>← 東京都私学財団から申請者の口座に直接振込みます。</p>															
申請時期	6~7月頃(就学支援金とは別に、毎年度申請が必要です。) 6月頃に在学学校を通じて手続きや申請時期をお知らせします。当財団ホームページでもご案内します。															
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、私立の「高等学校(全日制課程・定時制課程)」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1~3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。															
軽減額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例</th> <th>軽減額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 区市町村民税課税標準額 × 6% - 区市町村民税調整控除相当額(※)が、154,500円未満の世帯</td> <td>約590万円未満</td> <td>7万1,000円</td> </tr> <tr> <td>B 区市町村民税課税標準額 × 6% - 区市町村民税調整控除相当額(※)が、304,200円未満の世帯</td> <td>約910万円未満</td> <td>34万8,200円</td> </tr> <tr> <td>C 上記Bの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D 上記Cの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯(多子世帯)</td> <td></td> <td>5万9,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調整控除相当額について 申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が配偶者控除の範囲内の所得の世帯=1,500円 申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、配偶者控除を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、配偶者特別控除を受けている世帯=3,000円</p>	区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	軽減額(年額)	A 区市町村民税課税標準額 × 6% - 区市町村民税調整控除相当額(※)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	7万1,000円	B 区市町村民税課税標準額 × 6% - 区市町村民税調整控除相当額(※)が、304,200円未満の世帯	約910万円未満	34万8,200円	C 上記Bの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯			D 上記Cの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯(多子世帯)		5万9,400円
区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	軽減額(年額)														
A 区市町村民税課税標準額 × 6% - 区市町村民税調整控除相当額(※)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	7万1,000円														
B 区市町村民税課税標準額 × 6% - 区市町村民税調整控除相当額(※)が、304,200円未満の世帯	約910万円未満	34万8,200円														
C 上記Bの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯																
D 上記Cの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯(多子世帯)		5万9,400円														

○都認可の私立通信制高等学校については、都認可の私立通信制高等学校用リーフレット及び当財団ホームページをご覧ください。